

別表第2(第4条第2項)

基準点及び調整加点の合計が同一となった場合の優先順位

1	令和4年度以降、辞退歴がないもの
2	ひとり親家庭(死亡・失踪・離婚(調停中含む)・未婚・拘禁・DV等)
3	基準点の合算がより高いもの
4	令和2年4月以降の待機期間が長い児童(転所・育休許容での入所申込除く)
5	15歳未満の児童が多い世帯
6	保育料算定に用いる世帯の市区町村民税所得割額の合計がより低い世帯
7	保護者が過去に6か月以上の保育料の滞納がないもの(分納誓約者及び納付済者は除く)